

## 保険 約款 改定のお知らせ

アメリカンホーム保険会社では、生活総合保険の保険 約款（普通保険 約款・特約）を以下のとおり改定いたします。2023年11月1日以降にご継続される保険契約より、改定した保険 約款 が適用されます。改定内容の詳細につきましては、新しい保険 約款 をご確認ください。なお、本改定による保険料の変更はございません。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

### <改定内容>

改定内容を以下のとおりご案内いたします。なお、以下とあわせ、ご契約内容に実質の影響が生じない軽微な変更も行います。

#### 個人賠償責任補償特約にかかる示談代行範囲の見直し

生活総合保険の個人賠償責任補償特約は、賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、補償対象者からのお申し出により、アメリカンホーム保険会社が補償対象者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行います（以下、「示談代行」といいます）。ただし、保険 約款 上に示談代行を行うことができない場合として定められている条件に該当した場合は、示談代行を行いません（※）。

今般の改定により、2023年11月1日以降にご継続される保険契約においては、日本国外で発生した保険事故の場合、または損害賠償請求にかかる訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、示談代行の対象とはなりません。なお、保険金の支払対象となる保険事故の範囲は、従来から変更はなく、日本国外で発生した保険事故も引き続き補償の対象となります。

※この場合には、補償対象者ご自身または弁護士にご依頼いただき、相手の方と示談交渉を行っていただきます。

#### <アメリカンホーム保険会社が示談代行を行うことができない主な場合> ④および⑤が追加となります。

改定前	改定後
① 1回の個人賠償事故につき、補償対象者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合	① 1回の個人賠償事故につき、補償対象者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
② 相手の方が、アメリカンホーム保険会社と直接、折衝することに同意しない場合	② 相手の方が、アメリカンホーム保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 相手の方との交渉に際し、正当な理由がなく補償対象者がアメリカンホーム保険会社への協力を拒んだ場合	③ 相手の方との交渉に際し、正当な理由がなく補償対象者がアメリカンホーム保険会社への協力を拒んだ場合
	④ 日本国外において発生した個人賠償事故の場合
	⑤ 補償対象者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

以上